



でん粉原料用かんしょ生産者の皆様へ



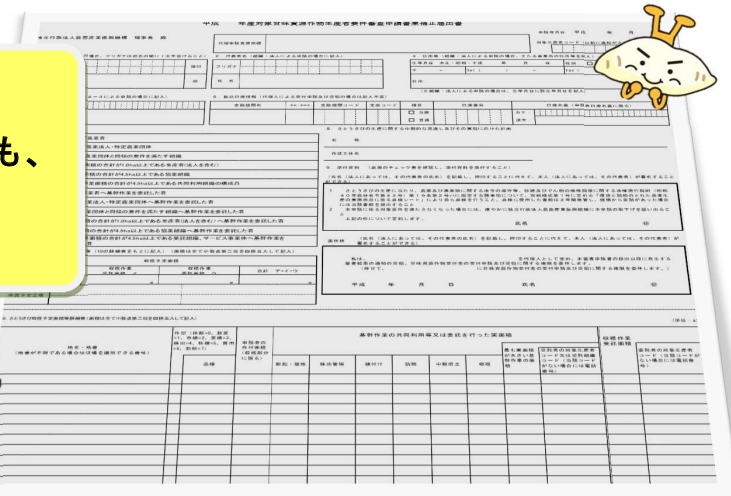
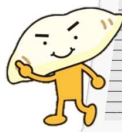
今年も要件審査申請期間が始まりました！

【ご注意ください】

これまで交付金を受け取っていた方も、

毎年、要件審査申請が必要です。

今年からでん粉原料用かんしょを新たに生産する方は、手続き方法などを **JA種子屋久各支所営農販売課** にお尋ねください！



申請期間は、5/1～7/31 です！申請はお忘れなく！！

免税事業者と課税事業者で単価が異なります

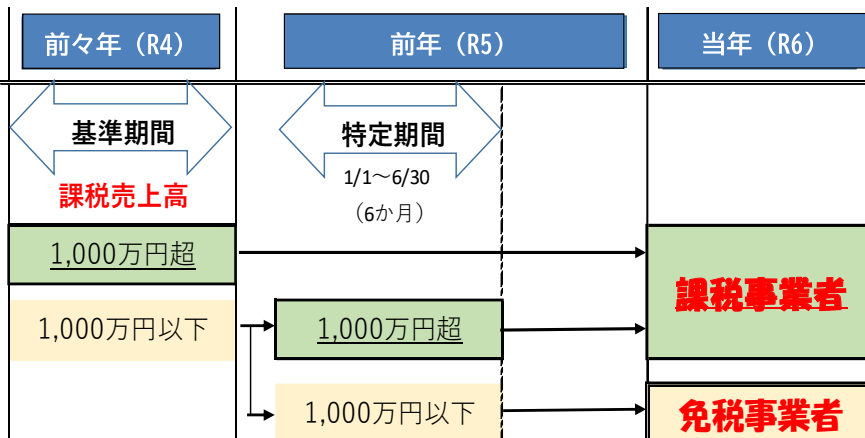
令和6年産単価は、

免税事業者 32,340 円／トン 参考約 1,212 円/俵

(指定品種以外、28,960 円／トン 参考約 1,086 円/俵)

課税事業者 31,550 円／トン 参考約 1,183 円/俵

(指定品種以外、28,250 円／トン 参考約 1,059 円/俵) ※参考は1俵=37.5kgの場合



*詳細は、確定申告を行った税務署か税理士等にご確認ください。

免税事業者は、2年前の課税売上が**1,000万円以下**の事業者のことです。

簡易課税事業者、適格請求書発行事業者は、課税事業者の単価が適用されます。



申請内容の変更手続き方法などは、**各支所営農販売課**にお尋ねください！

本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211
alic 鹿児島事務所 099-226-4741

